

◆◇ 事前チェックリスト ◇◆

補助対象者かどうかの事前チェックリスト 該当する項目全て

- 対象となる**建物の所有者又は居住者**か。
- 補助対象事業実施後、相当期間にわたり当該建物に居住・使用するか。
- 耐震診断の結果、耐震改修もしくは除却が必要となった場合や、法に反する部分があった場合は、速やかに必要な措置をとることを約束できるか。(除却費用・違反是正費用は補助対象外)
- 耐震改修設計については、早期に耐震改修工事を実施することを約束できるか。
- 本人・世帯員の市税(市民税・資産税・都市計画税)に**滞納はない**か。

補助対象住宅・建築物かどうかの事前チェックリスト 該当する項目全て

- 国土交通省住宅局監修「誰でもできるわが家の耐震診断」で判定結果が9点未満になるか。
- 築後10年以上経過している**か。(※10年以上たっている必要あり)
- 建築基準関係規定に適合しているか既存不適格建築物である、もしくは耐震改修工事を行うことにより現行法に適合させられるものか。
- 耐震改修設計・耐震改修工事については、耐震改修工事範囲とその他対象外工事範囲に**分かれた設計、見積もり**となっているか。
- 主要構造部・構造耐力上主要な部分については、建築基準法の旧第38条の規定による型式認定その他これに類する構造でないものか。
- 耐震改修設計・耐震改修工事の場合、木造は構造耐震指標Iw値が1未満、鉄骨造・RC造、SRC造の場合はIS値が0.6未満もしくは各階の保有水平耐力に係る指標qが1未満となっているか。もしくはこれと同等程度の内容か。(平成18年国土交通省告示第184号)
- 耐震改修工事(または耐震補強)を行う場合は、Iw値が1以上、Is値が0.6以上かつqが1以上、もしくはこれと同等程度となる見込みがあるか。

補助対象となる耐震診断の事前チェックリスト 該当する項目いずれか

【木造の場合】

- 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修)に基づき建築士が行う「一般診断法」「精密診断法」による診断方法か。
- 平成18年国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による診断方法か。

※一戸建て住宅の簡易診断は、現地調査を省略可

【鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の場合】

- 平成18年国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による診断方法か。

補助対象となる耐震改修設計の事前チェックリスト

- 設計は建築基準関係規定に適合した内容になるか。
- 設計は「補強工事」部分と、その他工事部分に分かれた契約、あるいは判別可能か。
※建築確認を要する規模の場合は、完了報告書に建築確認済証写しが必要

補助対象となる補助対象工事のチェックリスト

- 必要な資格を有する建築士が作成し、建築基準法に基づく確認済証が発行された耐震改修設計、もしくは建築士による建築基準関係規定を満足する耐震改修設計図書があるか。
- 工事は「補強工事部分」と、その他工事部分に分かれた契約、あるいは判別可能か。